行事時間
時　分 ～　時　分

課長	館長	職員

笠岡市吉田文化会館（使用許可／使用料減免）申請書

令和　　年　　月　　日

笠　岡　市　長　　殿

笠岡市吉田文化会館条例施行規則（第４条／第６条）の規定により，下記のとおり笠岡市吉田文化会館の（使用許可／使用料減免）を申請します。

申請者

住　所 （電話　　）
氏　名 団体名 （代表者名　　）

笠岡市吉田文化会館の使用について

使用日時	令和　年　　月　　日（　　）　　：　～　：	
使用する施設	1　２階集会室　　2　２階会議室　　3　研修室（和室） 4　料理教室　　5　図書室　　6　館庭	
使用目的		使用人員　　人

※下記欄は記入しないでください。
使用料について

減免等の理由	・笠岡市吉田文化会館の目的に沿った使用をするため（条例第８条第１項第１号） ・公益を目的とする団体が使用するため　（条例第８条第１項第２号） ・市長が特別の理由があると認めるとき　（条例第８条第２項）
使　用　料	(A)　　円
減　免　額	(B)　（　　％）　　円
差引額(A)-(B)	円
請　求　額	円